

日本国内の、船舶交通が輻輳する特殊な海域（東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸内海）では、船舶交通について特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とした、海上衝突予防法の特則として「海上交通安全法」が制定されている。

『海上交通安全法』

目 次

第1章 総 則（第1条・第2条）

（目的及び適用海域）（定 義）（航路の名称及び所在海域（別表））

第2章 交通の方法（第3条～第29条）

第1節 航路における一般的航法（第3条～第10条）

（避航等）（航路航行義務）（速力の制限）（追越しの場合の信号）（行先の表示）
（航路の横断の方法）（航路への出入又は航路の横断の制限）（びよう泊の禁止）

第2節 航路ごとの航法（第11条～第21条）

（浦賀水道航路及び中ノ瀬航路）（伊良湖水道航路）（明石海峡航路）
（備讃瀬戸東航路、宇高東航路及び宇高西航路）
（備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路）（来島海峡航路）

第3節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則（第22条～第24条）

（巨大船等の航行に関する通報）（巨大船等に対する指示）
（緊急用務を行なう船舶等に関する航法の特例）

第4節 狭い水道における航法（第25条）

（狭い水道における航法）

第5節 危険防止のための交通制限等（第26条）

（危険防止のための交通制限等）

第6節 灯火等（第27条～第29条）

（巨大船及び危険物積載船の灯火等）（帆船の灯火等）（物件えい航船の音響信号等）

第3章 危険の防止（第30条～第33条）

（航路及びその周辺の海域における工事等）
（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）
（違反行為者に対する措置命令）（海難が発生した場合の措置）

第4章 雑 則（第34条～第39条）

（航路等の海図への記載）（航路等を示す航路標識の設置）（交通政策審議会への諮問）
（権限の委任）（行政手続法の適用除外）（国土交通省令への委任）（経過措置）

第5章 罰 則（第40条～第43条）

「海上交通安全法施行規則」「海上交通安全法施行令」

第1章 総 則

(目的及び適用海域)

第1条 この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。

2 この法律は、東京湾、伊勢湾(伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾のうち伊勢湾に接する海域を含む。)及び瀬戸内海のうち次の各号に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これらの海域と他の海域(次の各号に掲げる海域を除く。)との境界は、政令で定める。

- (1) 港則法(昭和23年法律第174号)に基づく港の区域
- (2) 港則法に基づく港以外の港である港湾に係る港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域
- (3) 漁港法(昭和25年法律第137号)第5条第1項の規定により農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域
- (4) 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として 政令で定める海域

(定 義)

第2条 この法律において「航路」とは、別表に掲げる海域における船舶の通路として 政令で定める海域をいい、その名称は同表に掲げるとおりとする。

2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 船舶 水上輸送の用に供する船舟類をいう。
- (2) 巨大船 長さ200m以上の船舶をいう。
- (3) 漁ろう船等 次に掲げる船舶をいう。

イ 漁ろうに従事している船舶

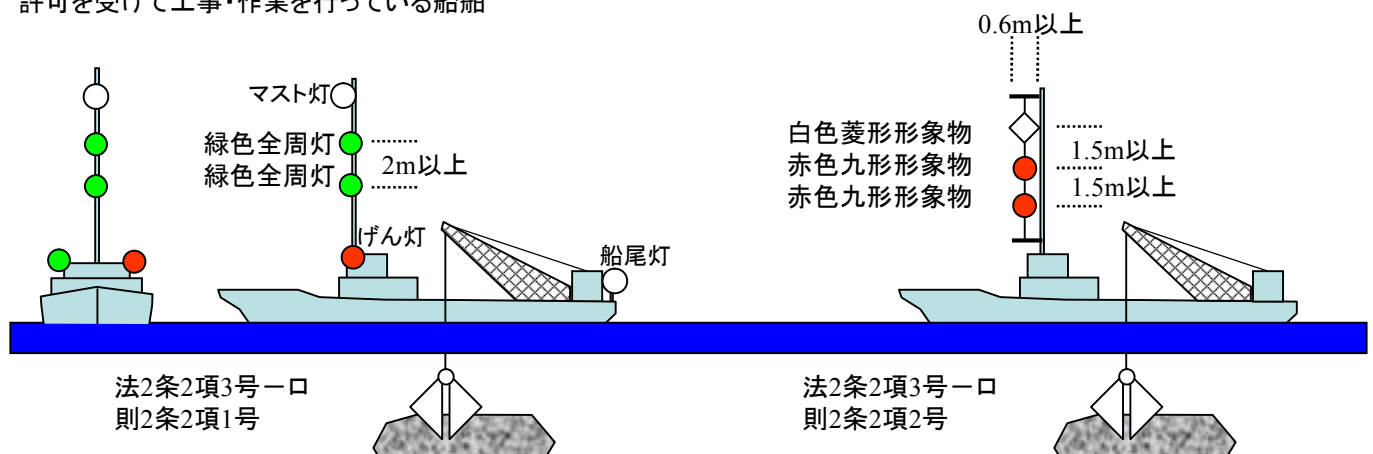
ロ 工事又は作業を行っているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶で国土交通省令で定めるところにより燈火又は標識を表示しているもの

◎国土交通省令で定める船舶とは第30条第1項の規定による許可を受けている船舶国土交通省令で定める燈火および標識

◎少なくとも2海里の視認距離を有する緑色の全周灯二個で最も見えやすい場所に2m(長さ20m未満の船舶にあつては、1m)以上隔てて垂直線上に連掲されたもの

◎上の一個が白色のひし形、下の二個が紅色の球形である三個の形象物(長さ20m以上の船舶にあつては、その直径は、0.6m以上とする。)で最も見えやすい場所にそれぞれ一・五メートル以上隔てて垂直線上に連掲されたもの

許可を受けて工事・作業を行っている船舶



3 この法律において「漁ろうに従事している船舶」、「長さ」及び「汽笛」の意義は、それぞれ海上衝突予防法(昭和52年法律第62号)第3条第4項及び第10項並びに第32条第1項に規定する当該用語の意義による。

別 表	
航 路 の 名 称	所 在 海 域
浦賀水道航路	東京湾中ノ瀬の南方から久里浜湾沖に至る海域
中ノ瀬航路	東京湾中ノ瀬の東側の海域
伊良湖水道航路	伊良湖水道
明石海峡航路	明石海峡
備讃瀬戸東航路	瀬戸内海のうち小豆島地蔵埼沖から豊島と男木島との間を経て小与島と小瀬居島との間に至る海域
宇高東航路	瀬戸内海のうち荒神島の南方から中瀬の西方に至る海域
宇高西航路	瀬戸内海のうち大槌島の東方から神在鼻沖に至る海域
備讃瀬戸北航路	瀬戸内海のうち小与島と小瀬居島との間から佐柳島と二面島との間に至る海域で牛島及び高見島の北側の海域
備讃瀬戸南航路	瀬戸内海のうち小与島と小瀬居島との間から二面島と粟島との間に至る海域で牛島及び高見島の南側の海域
水島航路	瀬戸内海のうち水島港から葛島の西方、濃地諸島の東方及び与島と本島との間を経て沙弥島の北方に至る海域
来島海峡航路	瀬戸内海のうち大島と今治港との間から来島海峡を経て大下島の南方に至る海域

第2章 交通方法

第1節 航路における一般的航法

(避航等)

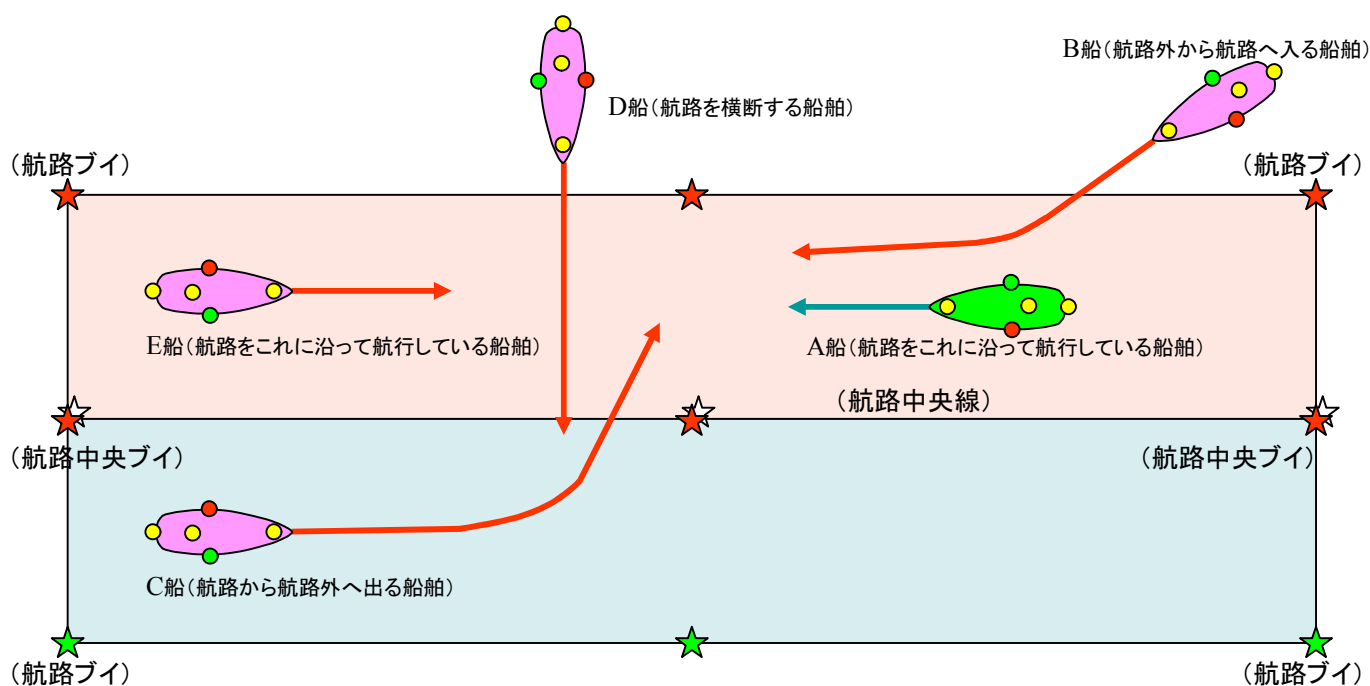
第3条 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶(漁ろう船等を除く。)は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第9条第2項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段及び第18条第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、当該他の船舶について適用しない。

2 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、若しくは航路をこれに沿わないで航行している漁ろう船等又は航路で停留している船舶は、航路をこれに沿って航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法 第9条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段並びに 第18条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

◎図において、A船が「巨大船」とすればB船、C船、D船及びE船が漁ろう船等であっても「巨大船」の進路を避けなければならない。

3 前2項の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶は、航路をこれに沿って航行している船舶でないものとみなす。

- (1) 第11条、第13条、第15条、第16条、第18条(第4項を除く。)又は 第20条第1項の規定による交通方法に従わないで航路をこれに沿って航行している船舶
- (2) 第26条第2項又は第3項の規定により前号に掲げる規定による交通方法と異なる交通方法が定められた場合において、当該交通方法に従わないで航路をこれに沿って航行している船舶



◎上図において、A船は中央線より右側の航路をこれに沿って航行している船舶。

◎B、C、DおよびE船は漁ろう船等を除きA船の進路を避けなければならない。

◎航路をこれに沿って航行している船舶であっても航路内の漁ろう船等の進路は避けなければならない。

(航路航行義務)

第4条 長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶は、航路の附近にある 国土交通省令で定める二の地点の間を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航路又はその区間をこれに沿って航行しなければならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

◎国土交通省令で定める「航路航行義務船」とは長さが50m以上の船舶

◎国土交通省令で定める「航路航行区間」とは 施行規則別表第一の航路又はその区間

(速力の制限)

第5条 国土交通省令で定める航路の区間においては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間ごとに国土交通省令で定める速力をこえる速力で航行してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

◎国土交通省令で定める速力は対水速力12ノット

(追越しの場合の信号)

第6条 追越し船(海上衝突予防法第13条第2項又は第3項の規定による追越し船をいう。)で汽笛を備えているものは、航路において他の船舶を追い越そうとするときは、国土交通省令で定めるところにより信号を行わなければならない。ただし、同法 第九条第四項前段の規定による汽笛信号を行うときは、この限りでない。

◎他船の右げん側を追い越そうとするときは長音一回に引き続く短音一回の汽笛信号

◎他船の左げん側を追い越そうとするときは長音一回に引き続く短音二回の汽笛信号

(行先の表示)

第7条 船舶(汽笛を備えていない船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。)は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより信号により行先を表示しなければならない。

◎国土交通省令で定める行先信号… 施行規則(別表第二)

(航路の横断の方法)

第8条 航路を横断する船舶は、当該航路に対しできる限り直角に近い角度で、すみやかに横断しなければならない。

2 前項の規定は、航路をこれに沿って航行している船舶が当該航路と交差する航路を横断することとなる場合については、適用しない。

(航路への出入又は航路の横断の制限)

第9条 国土交通省令で定める航路の区間においては、船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断する航行のうち当該区間ごとに国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

◎国土交通省令で定める「航路への出入又は航路の横断の制限区間」の表

(びよう泊の禁止)

第10条 船舶は、航路においては、びよう泊(びよう泊をしている船舶にする係留を含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第2節 航路ごとの航法

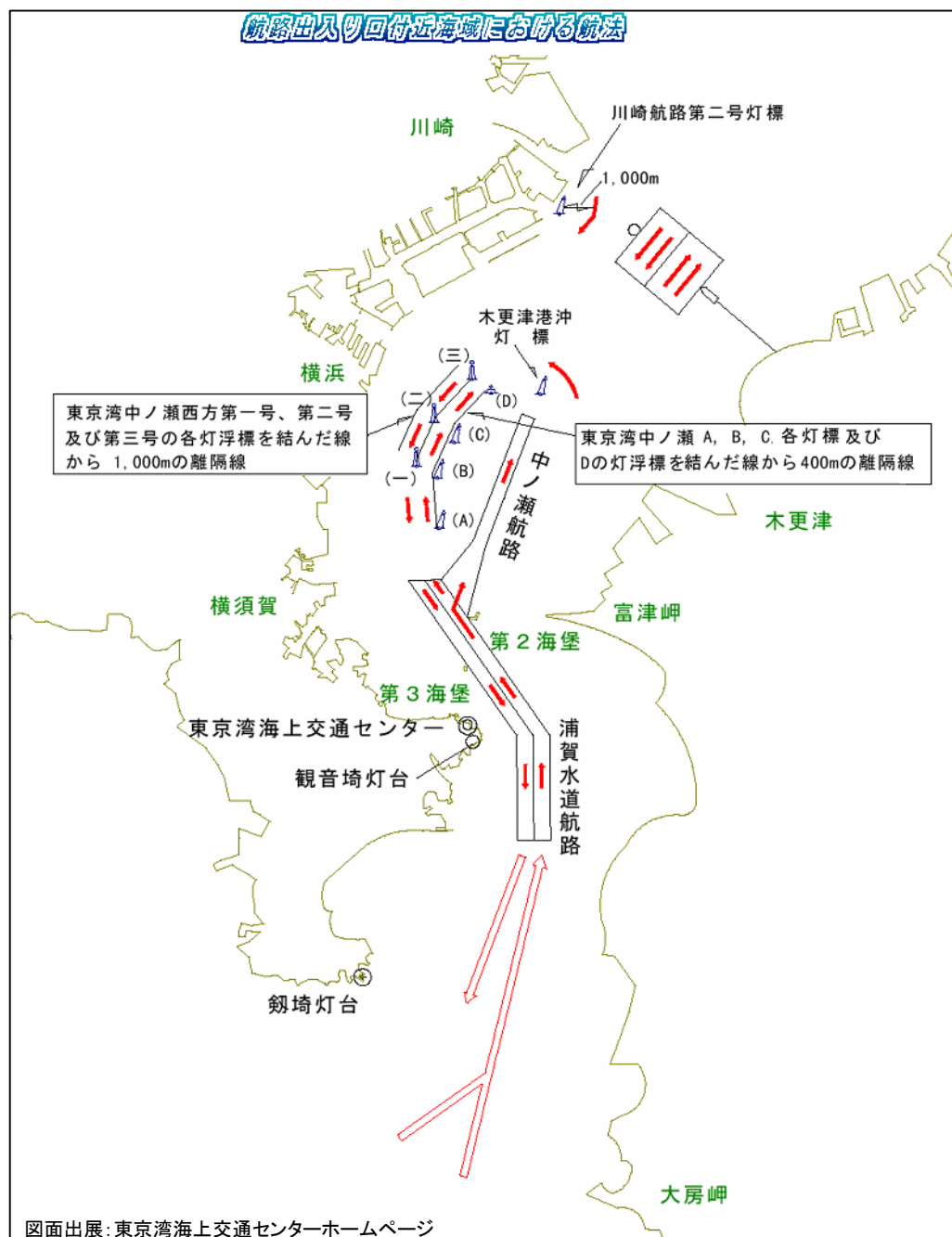
(浦賀水道航路及び中ノ瀬航路)

第11条 船舶は、浦賀水道航路をこれに沿って航行するときは、同航路の中央から右の部分を行航しなければならない。

2 船舶は、中ノ瀬航路をこれに沿って航行するときは、北の方向に航行しなければならない。

第12条 航行し、又は停留している船舶(巨大船を除く。)は、浦賀水道航路をこれに沿って航行し、同航路から中ノ瀬航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、第3条第1項並びに海上衝突予防法第9条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段並びに第18条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定を適用する場合における浦賀水道航路をこれに沿って航行する巨大船について準用する。



◎左図は東京湾の「浦賀水道航路」と「中ノ瀬航路」を示す。

◎「浦賀水道航路」は航路の中央にブイが設置されており、航路の中央線が識別できるので、船舶は、この中央線より右側を行航しなければならない。

◎「中ノ瀬航路」には中央線はなく、北の方向に航行する船舶の一方通行の航路である。従ってこの航路は、東京港や千葉港に向けて航行する船舶が使用する。

◎通常、横浜港や川崎港に向かう船舶は、浦賀水道航路の北端を出航し北航して、それぞれの港外に向かう。また東京港や千葉港を出港して浦賀水道航路を南下する船舶は、中ノ瀬航路の西側を行航し浦賀水道航路の北端から同航路に入航する。

◎浦賀水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路から中ノ瀬航路に入ろうとする船舶や同航路の西側の側方の境界線を横切つて、横須賀港の区域に入ろうとする船舶、横須賀港の区域外に出、浦賀水道航路を横断して中ノ瀬航路に入ろうとする船舶などは「行き先の表示」をしなければならない。

(伊良湖水道航路)

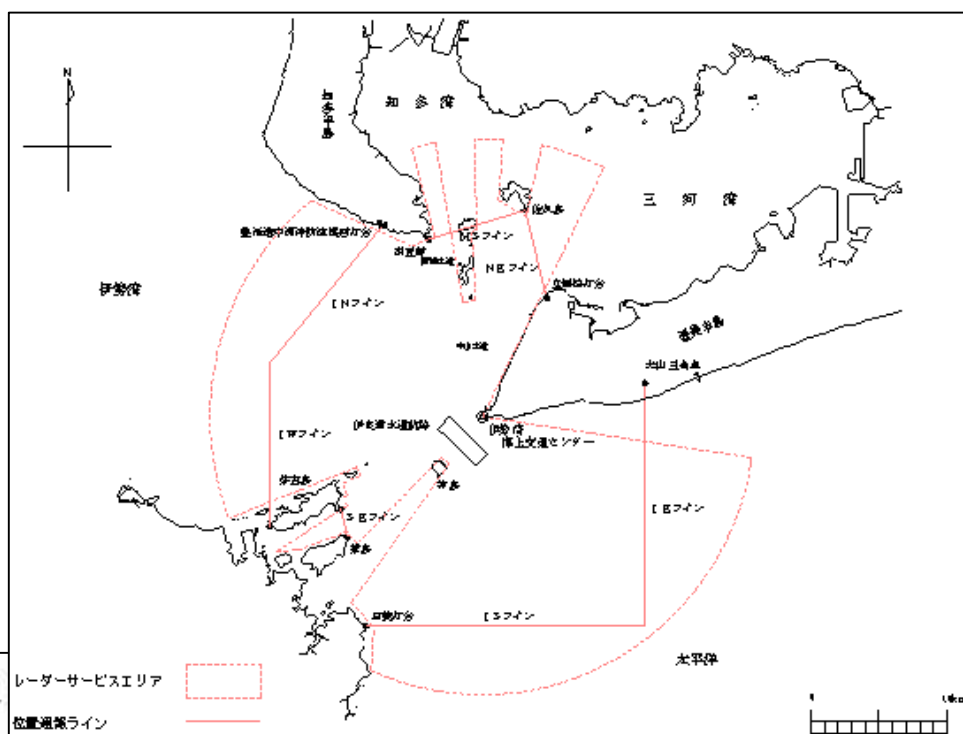
第13条 船舶は、伊良湖水道航路をこれに沿って航行するときは、できる限り、同航路の中央から右の部分航行しなければならない。

第14条 伊良湖水道航路をこれに沿って航行している船舶(巨大船を除く。)は、同航路をこれに沿って航行している巨大船と行き会う場合において衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法 第9条第2項及び第3項、第14条第1項並びに 第18条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定を適用する場合における伊良湖水道航路をこれに沿って航行する巨大船について準用する。

3 海上保安庁長官は、伊良湖水道航路をこれに沿って航行しようとする巨大船と巨大船以外の他の船舶(長さが国土交通省令で定める長さ以上のものに限る。)とが同航路内において行き会うことが予想される場合において、その行き会いが危険であると認めるときは、当該他の船舶に対し、信号その他の方法により、当該巨大船との航路内における行き会いを避けるため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

4 前項の規定による指示を信号によつて行なう場合の信号の方法及び意味は、国土交通省令で定める。



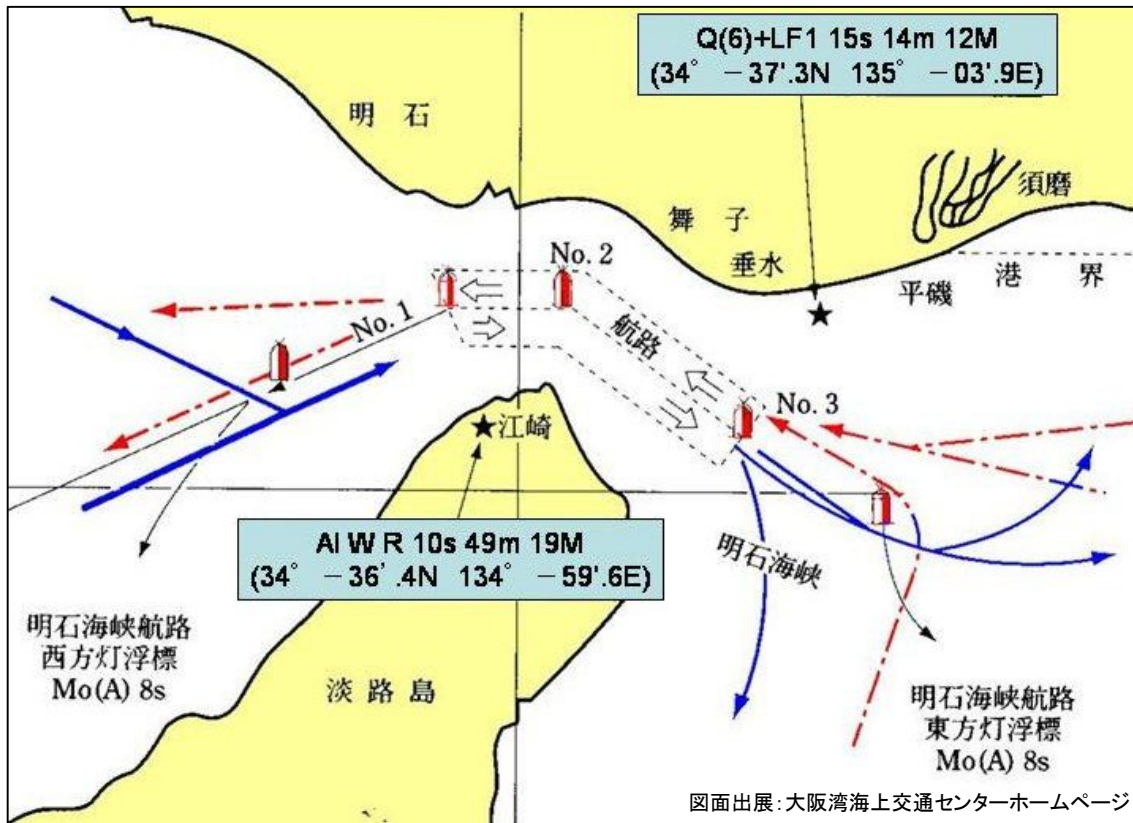
図面出展: 伊勢湾海上交通センターホームページ



- ◎図は、伊勢湾及び「伊良湖水道航路」を示したもの。
- ◎この航路には中央線は設定されていない。従って、船舶はできる限り航路内の右側を航行しなければならない。
- ◎国土交通省で定める長さは130mで、信号の方法及び意味は、国土交通省で定められている。

(明石海峡航路)

第15条 船舶は、明石海峡航路をこれに沿って航行するときは、同航路の中央から右の部分を行きなければならない。



◎左図は、明石海峡にある「明石海峡航路」を示したものの。

◎「明石海峡航路」は航路の中央にブイが設置されており、航路の中央線が識別できるので、船舶はこの中央線より右側を航行しなければならない。

◎明石海峡航路をより安全に航行するため、大型船は大阪湾海上交通センターへ航路通報を行うことになっている。

図面出展：大阪湾海上交通センターホームページ

明石海峡航路出入口付近における航法

1. 総トン数5,000トン以上の船舶は、次の航行方法によること。

(1)東側海域における航行方法

①航路に入航しようとする船舶は、明石海峡航路東方灯浮標(北緯34度35.0分、東経135度04.9分該位)を左げんに見て通過し航路に向うこと。

②航路を出航して、神戸港又は大阪港方面に向う船舶は、同灯浮標を左げん側に見て通過すること。

(2)西側海域における航行方法

姫路港又は東播磨港方面から、航路に入航しようとする船舶は、明石海峡航路西方灯浮標(北緯34度36.5分、東経134度56.7分概位)を左げん側に見て通過し航路に向かうこと。

2. 航路内を航行する船舶は、航路航行義務のない全長50メートル未満の船舶であってもできる限り航路の入口から入航すること。



◎左図は、大阪湾を含む瀬戸内海の青色の海域は「海上交通安全法」の適用海域を示したもので、この海域には8つの航路が設定されている。

(備讃瀬戸東航路、宇高東航路及び宇高西航路)

第16条 船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿って航行するときは、同航路の中央から右の部分航行しなければならない。

2 船舶は、宇高東航路をこれに沿って航行するときは、北の方向に航行しなければならない。

3 船舶は、宇高西航路をこれに沿って航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

第17条 宇高東航路又は宇高西航路をこれに沿って航行している船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿って航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法 第9条第2項及び第3項、第15条第1項前段並びに第18条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

2 航行し、又は停留している船舶(巨大船を除く。)は、備讃瀬戸東航路をこれに沿って航行し、同航路から北の方向に宇高東航路に入ろうとしており、又は宇高西航路をこれに沿って南の方向に航行し、同航路から備讃瀬戸東航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、第3条第1項並びに海上衝突予防法第9条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段並びに第18条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

3 第3条第3項の規定は、前2項の規定を適用する場合における備讃瀬戸東航路をこれに沿って航行する巨大船について準用する。

◎備讃瀬戸東航路と宇高東航路及び宇高西航路を航行する一般の動力船間においては海上衝突予防法第15条の「横切り船」の航法が適用される。

(備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路)

第18条 船舶は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って航行するときは、西の方向に航行しなければならない。

2 船舶は、備讃瀬戸南航路をこれに沿って航行するときは、東の方向に航行しなければならない。

3 船舶は、水島航路をこれに沿って航行するときは、できる限り、同航路の中央から右の部分航行しなければならない。

4 第14条の規定は、水島航路について準用する。

◎水島航路について 国土交通省令で定める長さは、70m。

◎国土交通省令で定める「信号の方法及び意味」を掲げる表(水島航路)。

第19条 水島航路をこれに沿って航行している船舶(巨大船及び漁ろう船等を除く。)は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って西の方向に航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法 第9条第2項、第12条第1項、第15条第1項前段及び 第18条第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、当該他の船舶について適用しない。

2 水島航路をこれに沿って航行している漁ろう船等は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って西の方向に航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法 第9条第2項及び第3項、第15条第1項前段並びに 第18条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

3 備讃瀬戸北航路をこれに沿って航行している船舶(巨大船を除く。)は、水島航路をこれに沿って航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法 第9条第2項及び第3項、第15条第1項前段並びに 第18条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

4 航行し、又は停留している船舶(巨大船を除く。)は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って西の方向に若しくは備讃瀬戸南航路をこれに沿って東の方向に航行し、これらの航路から水島航路に入ろうとしており、又は水島航路をこれに沿って航行し、同航路から西の方向に備讃瀬戸北航路若しくは東の方向に備讃瀬戸南航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、第3条第1項並びに海上衝突予防法 第9条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段並びに 第18条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、当該巨大船について適用しない。

5 第三条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合における水島航路をこれに沿って航行する巨大船について準用する。



◎上図は「備讃瀬戸東航路」「宇高東航路」「宇高西航路」「備讃瀬戸北航路」「備讃瀬戸南航路」及び「水島航路」の6航路を示したもの。

◎「備讃瀬戸東航路」は航路の中央にブイが設置されており、航路の中央線が識別できるので、船舶は、この中央線より右側を航行しなければならない。また、男木島から本島間の赤色の濃い部分は速力制限区間

◎「宇高東航路」は北航に、「宇高西航路」は南航する船舶の一方通行の航路に指定されている。

◎「備讃瀬戸北航路」は西航に、「備讃瀬戸南航路」は東航する船舶の一方通行の航路に指定されている。

◎「水島航路」については、長さが70mを超える船舶は交通管制に従って航行しなければならない。

(来島海峡航路)

第20条 船舶は、来島海峡航路をこれに沿って航行するときは、次の各号に掲げる航法によらなければならない。この場合において、これらの航法によって航行している船舶については、海上衝突予防法 第9条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 順潮の場合は来島海峡中水道(以下「中水道」という。)を、逆潮の場合は来島海峡西水道(以下「西水道」という。)を航行すること。ただし、これらの水道を航行している間に転流があつた場合は、引き続き当該水道を航行することができることとし、また、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から来島海峡航路に入って西水道を航行しようとする船舶は、順潮の場合であっても、西水道を航行することができることとする。
 - (2) 中水道を経由して航行する場合は、できる限り大島及び大下島側に近寄って航行すること。
 - (3) 西水道を経由して航行する場合は、できる限り四国側に近寄って航行すること。この場合において、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から来島海峡航路に入って西水道を航行しようとする船舶は、その他の船舶の四国側を航行しなければならない。
- 2 前項第1号の潮流の流向は、国土交通省令で定めるところにより海上保安庁長官が信号により示す流向による。
- ◎海上保安庁長官が示す流向は、来島長瀬ノ鼻潮流信号所、中渡島潮流信号所、大浜潮流信号所、津島潮流信号所、来島大角鼻潮流信号所の示す潮流信号によるものとする。

第21条 汽笛を備えている船舶は、次の各号に掲げる場合は、国土交通省令で定めるところにより信号を行なわなければならない。

- (1) 中水道又は西水道を来島海峡航路に沿って航行する場合において、前条第2項の規定による信号により転流することが予告され、中水道又は西水道の通過中に転流すると予想されるとき。
 - ◎津島一ノ瀬鼻又は竜神島に並航した時から中水道を通過し終る時まで汽笛を用いて鳴らす長音一回(中水道に係る場合に限る。)
 - ◎津島一ノ瀬鼻又は竜神島に並航した時から西水道を通過し終る時まで汽笛を用いて鳴らす長音二回(西水道に係る場合に限る。)
- (2) 西水道を来島海峡航路に沿って航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとするとき、又は同水道から同航路に入って西水道を同航路に沿って航行しようとするとき。
 - ◎来島又は竜神島に並航した時から西水道を通過し終る時まで汽笛を用いて鳴らす長音三回

2 海上衝突予防法第34条第6項の規定は、来島海峡航路及びその周辺の国土交通省令で定める海域において航行する船舶について適用しない。

◎図(左側)は、来島海峡付近

◎図(右側)は「来島海峡航路」を示した海図です。来島海峡航路は馬島を中心として、その東側に中水道が、その西側に西水道が設定されている。

◎中水道は西水道に比べ、水路幅が狭く、しかも潮流の流速が速い水道であるが、直線的に通航できる水道なので船舶運用の観点から「順潮」で通航する水道になっている。

◎西水道は中水道に比べ、水路幅は広いが湾曲しているため船舶運用上、順潮での通航は危険とされ「逆潮」で通航する水道になっている。

◎航路中央付近の赤色の濃い部分は「航路への出入又は航路の横断の制限」区間

◎来島海峡航路を航行する時の注意点として、潮流が南流の際には船舶は左側通行となり、航路の「東出入口付近」と「西出入口付近」において右側通行に変える必要から各船舶間で進路が交叉することとなり、海上衝突予防法の「横切り船」の航法が適用されることになる。



第3節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則

(巨大船等の航行に関する通報)

第22条 次の各号に掲げる船舶が航路を航行しようとするときは、船長(船長以外の者が船長に代わってその職務を行なうべきときは、その者。以下同じ。)は、あらかじめ、航行予定時刻その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

(1) 巨大船

(2) 危険物積載船(原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶で総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上のものをいう。以下同じ。)

(3) 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶(当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が国土交通省令で定める距離以上となる場合に限る。)

◎国土交通省令で定める通報事項は「危険物積載船」「長大物件えい航船等」「巨大船等の航行に関する通報事項」「巨大船等の航行に関する通報の方法」

(巨大船等に対する指示)

第23条 海上保安庁長官は、前条各号に掲げる船舶(以下「巨大船等」という。)の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該巨大船等の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、航行予定時刻の変更、進路を警戒する船舶の配備その他当該巨大船等の運航に関し必要な事項を示すことができる。

◎海上保安庁長官の国土交通省令で定める「巨大船等に対する指示」

(緊急用務を行なう船舶等に関する航法の特例)

第24条 消防船その他の政令で定める緊急用務を行なうための船舶は、当該緊急用務を行なうためやむを得ない必要がある場合において、政令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第4条、第5条、第7条から第11条まで、第13条、第15条、第16条、第18条(第4項を除く。)、第20条第1項又は第21条第1項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができる。

緊急用務を行う場合の 国土交通省令で定める灯火又は標識は

◎紅色の灯火は、少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分180回以上200回以下のせん光を発する紅色の全周燈。

◎紅色の標識は、頂点を上にした紅色の円すい形の形象物でその底の直径が0.6m以上、その高さが0.5m以上であるもの。

2 漁ろうに従事している船舶は、第4条、第6条から第9条まで、第11条、第13条、第15条、第16条、第18条(第4項を除く。)、第20条第1項又は第21条第1項の規定による交通方法に従わないで航行することができ、及び第22条の規定による通報をしないで航行することができる。

3 第30条第1項の規定による許可(同条第8項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第31条第1項(同法第37条の(3)において準用する場合を含む。)の規定による許可)を受けて工事又は作業を行っている船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第2条第2項第3号口の 国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第4条、第8条から第11条まで、第13条、第15条、第16条、第18条(第4項を除く。)、第20条第1項又は第21条第1項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができる。

第4節 狭い水道における航法

(狭い水道における航法)

第25条 海上保安庁長官は、狭い水道(航路を除く。)をこれに沿って航行する船舶がその右側の水域を航行することが、地形、潮流その他の自然的条件又は船舶交通の状況により、危険を生ずるおそれがあり、又は実行に適しないと認められるときは、告示により、当該水道をこれに沿って航行する船舶の航行に適する経路(当該水道への出入の経路を含む。)を指定することができる。

2 前項の水道をこれに沿って航行する船舶は、できる限り、同項の経路によって航行しなければならない。

第五節 危険防止のための交通制限等

(危険防止のための交通制限等)

第26条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。

2 海上保安庁長官は、航路又はその周辺の海域について前項の処分をした場合において、当該航路における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、告示により、期間及び航路の区間を定めて、第4条、第8条、第9条、第11条、第13条、第15条、第16条、第18条(第4項を除く。)、第20条第1項又は第21条第1項の規定による交通方法と異なる交通方法を定めることができる。

3 前項の場合において、海上保安庁長官は、同項の航路が、宇高東航路又は宇高西航路であるときは宇高西航路又は宇高東航路についても、備讃瀬戸北航路又は備讃瀬戸南航路であるときは備讃瀬戸南航路又は備讃瀬戸北航路についても同項の処分をすることができる。

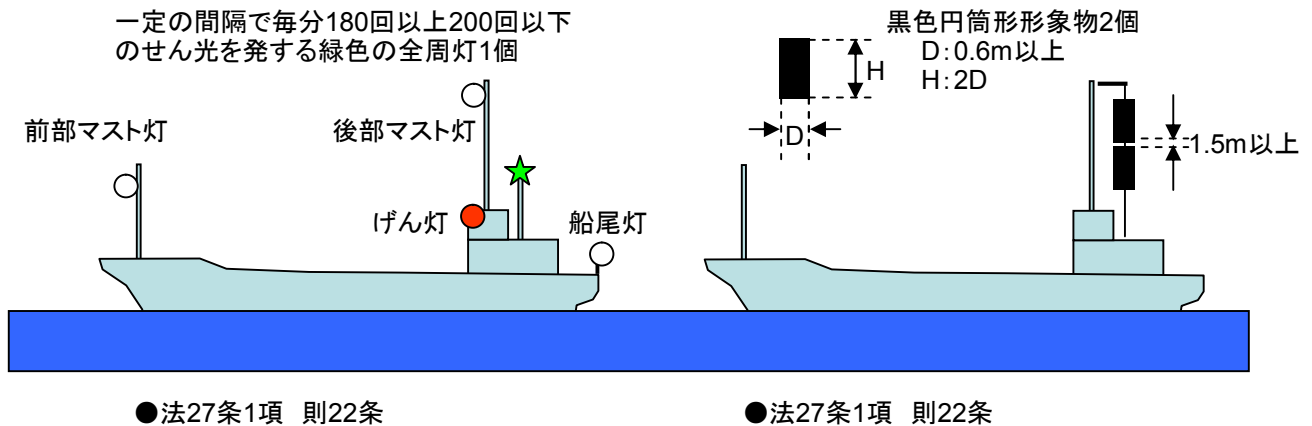
第六節 灯 火 等

(巨大船及び危険物積載船の灯火等)

第27条 巨大船及び危険物積載船は、航行し、停留し、又はびよう泊をしているときは、国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しなければならない。

2 巨大船及び危険物積載船以外の船舶は、前項の灯火若しくは標識又はこれと誤認される灯火若しくは標識を表示してはならない。

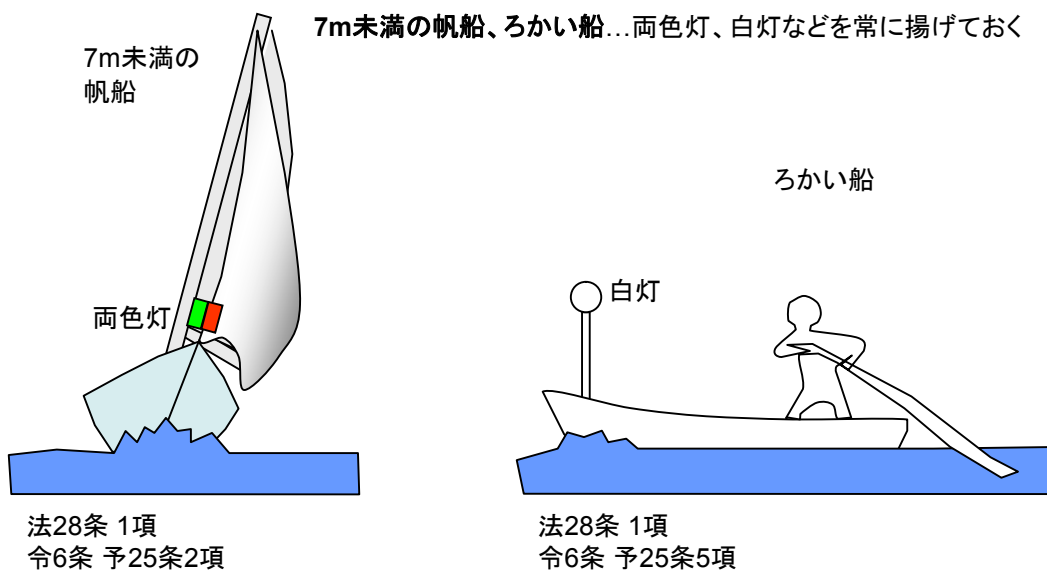
巨大船…長さ200m以上の船舶



(帆船の灯火等)

第28条 航路又は 政令で定める海域において航行し、又は停留している海上衝突予防法第25条第2項本文及び第5項本文に規定する船舶は、これらの規定又は同条第3項の規定による灯火を表示している場合を除き、同条第2項ただし書及び第5項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定に規定する白色の携帯電灯又は点火した白灯を周囲から最も見えやすい場所に表示しなければならない。

2 航路又は前項の政令で定める海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている長さ12m未満の船舶については、海上衝突予防法第27条第1項ただし書及び第7項の規定は適用しない。

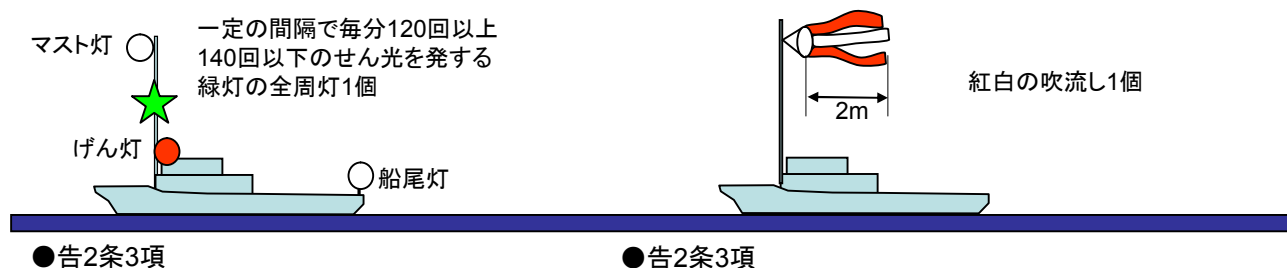


(物件えい航船の音響信号等)

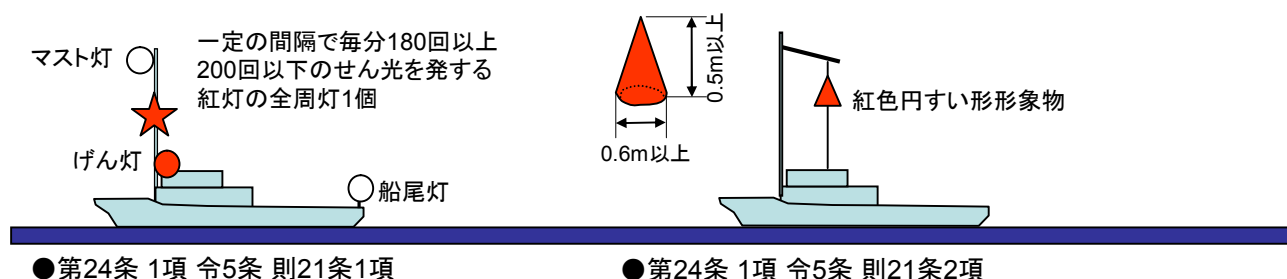
第29条 海上衝突予防法第35条第4項の規定は、航路又は前条第1項の政令で定める海域において船舶以外の物件を引き又は押して、航行し、又は停留している船舶(当該引き船の船尾から当該物件の後端まで又は当該押し船の船首から当該物件の先端までの距離が国土交通省令で定める距離以上となる場合に限る。)で漁ろうに従事しているもの以外のものについても準用する。

2 船舶以外の物件を押して、航行し、又は停留している船舶は、その押す物件に 国土交通省令で定める灯火を表示しなければ、これを押して、航行し、又は停留してはならない。ただし、やむを得ない事由により当該物件に本文の灯火を表示することができない場合において、当該物件の照明その他その存在を示すために必要な措置を講じているときは、この限りでない。

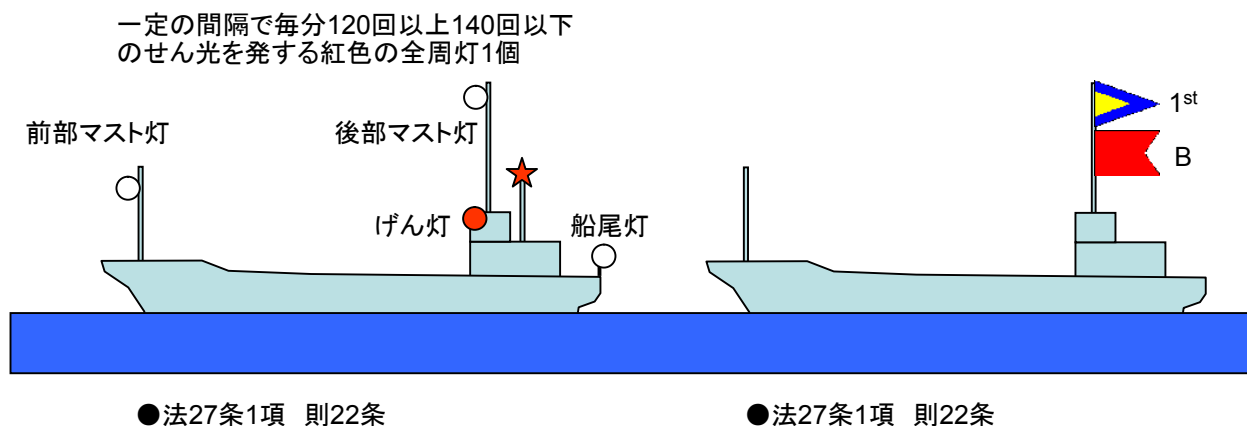
進路警戒船、側方警戒船



緊急船舶...消防、海難救助、海洋汚染の防除、犯罪の取り締まりなどの緊急用務を行う船舶



危険物積載船...①引火性液体類又は高压ガスをバラ積みした1,000総トン以上の船舶
②80トン以上(爆薬換算)の火薬又は200トン以上の有機化酸化物を積載した300総トン以上の船舶



第3章 危険の防止

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について 海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で 国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

(1) 航路又はその周辺の 政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者

(2) 前号に掲げる海域(港湾区域と重複している海域を除く。)において工作物の設置(現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。)をしようとする者

2 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。

(1) 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。

(2) 当該申請に係る行為が許可に附された条件に従って行なわれることにより船舶交通の妨害となるおそれがなくなると認められること。

(3) 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行なわれるものであると認められること。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の期間を定め(同項第二号に掲げる行為については、仮設又は臨時の工作物に係る場合に限る。)、及び当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き当該許可に船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を附することができる。

4 海上保安庁長官は、船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため特別の必要が生じたときは、前項の規定により附した条件を変更し、又は新たに条件を附することができる。

5 海上保安庁長官は、第1項の規定による許可を受けた者が前2項の規定による条件に違反したとき、又は船舶交通の妨害を予防し、若しくは排除するため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6 第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は前項の規定により当該許可が取り消されたときは、速やかに当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなければならない。

7 国の機関又は地方公共団体(港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。)が第1項各号に掲げる行為(同項ただし書の行為を除く。)をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもつて同項の規定による許可があつたものとみなす。

8 港則法に基づく港の境界附近においてする第1項第1号に掲げる行為については、同法第31条第1項(同法第37条の(3)において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第31条第1項(同法第37条の(3)において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けることを要しない。

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者
- (2) 前号に掲げる海域(港湾区域と重複している海域を除く。)において工作物の設置をしようとする者

2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して30日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 当該届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。
- (2) 当該届出に係る行為に係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

3 海上保安庁長官は、第1項の届出があつた場合において、実地に特別な調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 国の機関又は地方公共団体は、第1項各号に掲げる行為(同項ただし書の行為を除く。)をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

5 海上保安庁長官は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る行為が第2項各号のいずれかに該当するときは、当該国の機関又は地方公共団体に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な措置をとることを要請することができる。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、そのとるべき措置について海上保安庁長官と協議しなければならない。

6 港則法に基づく港の境界附近においてする第1項第1号に掲げる行為については、同法第31条第1項(同法第37条の(3)において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

(違反行為者に対する措置命令)

第32条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作場の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作場の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な措置(第四号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第30条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第30条第3項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者
- (3) 第30条第6項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者
- (4) 前条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(海難が発生した場合の措置)

第33条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限りすみやかに、国土交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ、当該海難の概要及びとった措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただし、港則法第25条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第38条第1項、第2項若しくは第5項、第42条の(2)第1項又は第42条の(3)第1項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。

3 海上保安庁長官は、船長が第1項の規定による措置をとらなかつたとき又は同項の規定により船長がとつた措置のみによつては船舶交通の危険を防止することが困難であると認めるときは、船舶交通の危険の原因となっている船舶(船舶以外の物件が船舶交通の危険の原因となっている場合は、当該物件を積載し、引き、又は押していた船舶)の所有者(当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人)に対し、当該船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するため必要な措置(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の(7)に規定する場合は、同条の規定により命ずることができる措置を除く。)をとるべきことを命ずることができる。

第四章 雑 則

（航路等の海図への記載）

第34条 海上保安庁が刊行する海図のうち海上保安庁長官が指定するものには、第1条第2項の政令で定める境界、航路、第5条及び第9条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央、第25条第1項の規定により指定した経路並びに第28条第1項の海域を記載するものとする。

（航路等を示す航路標識の設置）

第35条 海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、航路、第5条及び第9条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央並びに第25条第1項の規定により指定した経路を示すための指標となる航路標識を設置するものとする。

（交通政策審議会への諮問）

第36条 国土交通大臣は、この法律の施行に関する主要事項については、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

（権限の委任）

第37条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行なわせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

（行政手続法の適用除外）

第37条の2 第14条第3項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

（国土交通省令への委任）

第38条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

（経過措置）

第39条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰 則

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定の違反となるような行為をした者
- (2) 第14条第3項(第18条第4項において準用する場合を含む。)又は第16条第1項の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者
- (3) 第23条の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者
- (4) 第30条第1項の規定に違反した者
- (5) 第30条第3項の規定により海上保安庁長官が附し、又は同条第4項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは附した条件に違反した者
- (6) 第31条第2項、第32条又は第33条第3項の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者
- (7) 第33条第1項の規定に違反した者

第41条 第4条、第5条、第9条、第11条、第15条、第16条又は第18条第1項若しくは第2項の規定の違反となるような行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条又は第27条第1項の規定の違反となるような行為をした者
- (2) 第22条の規定に違反した者
- (3) 第30条第6項又は第31条第1項の規定に違反した者

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第40条第4号から第6号まで又は前条第3号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

東京湾の航法

出展参考

東京湾交通安全センターホームページ

東京湾の航法

海上保安庁は、海上交通安全法等の規定に基づき、東京湾における船舶交通の安全を図るための施策を推進しており、また第三管区海上保安本部においては、より一層の安全を確保するため、海域の実態に応じた、きめ細かな航行安全指導を行っている。

用語の定義

用 語	定 義
巨大船	長さ(全長)が 200m以上の船舶
危険物積載船	・80t以上の火薬類を積載した総トン数300t以上の船舶
	・引火性の高圧ガスをばら積した総トン数1,000t以上の船舶
	・引火性液体類をばら積した総トン数1,000t以上の船舶
	・200t以上の有機過酸化物を積載した総トン数300t以上の船舶
長大物件えい航船等	船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶で、引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が200m以上のもの。
巨大船等	「巨大船」、「危険物積載船」及び「長大物件えい航船等」をいう。
物件えい航船等	船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶
進路警戒船等	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶であって、海上保安庁告示による基準を満たしているもの。
航路通報	海上交通安全法に基づく「巨大船等の航行に関する通報」をいい、巨大船、長大えい航船等及び大型の危険物積載船については航路入航日の前日正午までに、小型の危険物積載船については航路入航の3時間前までに、それぞれ通報を行う。
位置通報	船舶が海上交通センターのレーダー監視海域内を航行する場合、レーダー映像上で当該船舶を識別するため、あらかじめ設定された位置通報ラインを通過する際に行う通報
事前通報	港則法で定められている通報をいい、対象船舶は航路等入航予定日の前日正午までに通報を行う。

浦賀水道航路及び中ノ瀬航路並びに付近海域

第三管区海上保安本部は、次の航行安全指導を行っている。

1.水先人の乗船

次に掲げる船舶は水先人を乗船させること。

- (1)外国船舶
- (2)運航経験及び入湾実績が十分でない船長が乗船する日本船舶

2.進路警戒船等の配備

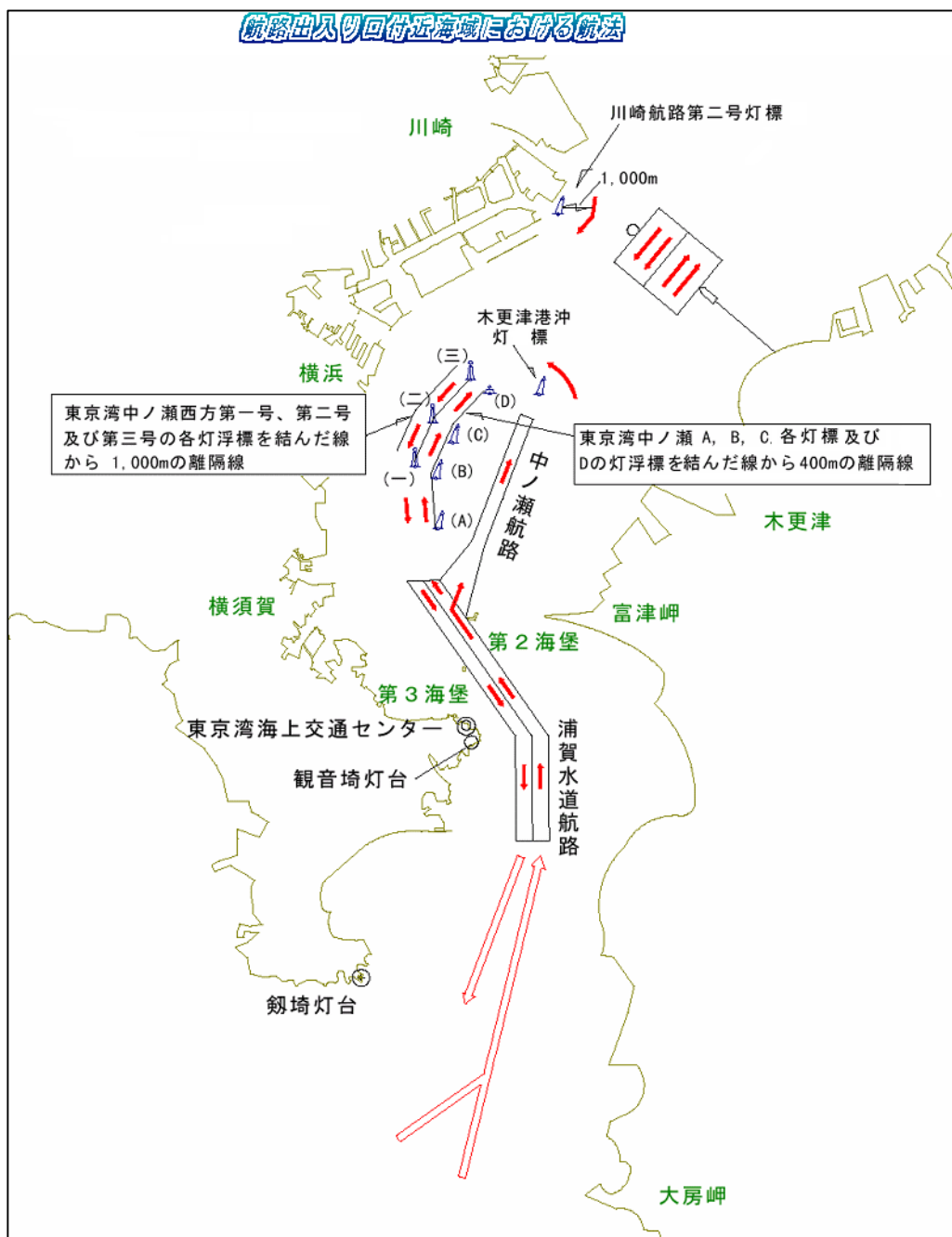
航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

3.航路出入口付近海域における航法(図参照)

- (1)木更津港を出港して、中ノ瀬航路北口付近を航行する船舶は、木更津港沖灯標を左げん側に見て航過すること。
- (2)東京方面から川崎沖を南航する船舶は、川崎航路第2号灯標から東側に、1,000m以上離して航過すること。
- (3)東京湾中ノ瀬西側海域を南航する船舶は、東京湾中ノ瀬西方第三号、第二号及び第一号の各灯浮標

(以下「整流用灯浮標」という。)を左げん側に見て航過すること。

- (4)東京湾中ノ瀬西側海域を北航する船舶(京浜港横浜第5区根岸方面に向かう船舶を除く。)は、行き先に向けて所定の針路とするまでは各整流用灯浮標を左げん側に見て航過すること。
- (5)東京湾中ノ瀬西側海域を北航する喫水17m以上の船舶は、東京湾中ノ瀬A、B、Cの各灯標及びD灯浮標を結んだ線から400m以上離して航過すること。
- (6)中ノ瀬西側海域に錨泊しようとする船舶は、3基の各整流用灯浮標を結んだ線から1,000m以上離して錨泊すること。
- (7)浦賀水道航路を出航する南航船は、航路出口付近において航路に入る船舶の進路を妨げるような大角度の変針等を行わないこと。
- (8)劔埼沖を航過して浦賀水道航路に入航する船舶は、南航船と航路入口付近において交差しないよう湾口中央付近を航行すること。



4. 浦賀水道航路における船舶交通の安全確保

概ね総トン数1万トン以上の船舶は、午後4時から午後8時までの間、次の航行をしないこと。

(1) 浦賀水道航路の西側海域から同航路を横断する航行

(2) 浦賀水道航路を横切って航路の西側海域にでる航行

ただし、止むを得ない事由のため上記(1)及び(2)の航行をしようとするときは、次に掲げる事項を励行し、安全を確認した上で航行すること。

- ① 海上交通センターとの緊密な連絡による航路状況の把握
- ② 海上交通ルール(特に海上交通安全法に基づく航法及び行先信号の表示)の忠実な遵守
- ③ 適切な見張りの実施
- ④ 安全な速力による航行
- ⑤ 進路警戒船及び曳船等の有効活用
- ⑥ 国際VHF無線電話(CH16)のできる限りの聴守

5. 追越しの制限

巨大船等及び総トン数10,000トン以上の船舶(巨大船等を除く。)は、航路内において、やむを得ない場合を除き、総トン数500トン以上の船舶を追い越さないこと。

6. 速力の制限

船舶は、航路外の湾内水域においても高速力で航行しないこと。

7. 狭視界時における航路入航制限

- (1) 巨大船、危険物積載船で総トン数50,000トン(積載している危険物が液化ガスである場合にあっては総トン数25,000トン)以上の船舶及び長大物件えい航船等は、航路付近の視界が1海里以下となった場合は、航路へ入航しないこと。
- (2) (1)の船舶以外の総トン数10,000トン以上の船舶は、航路付近の視界が1,000m以下となった場合は、航路へ入航しないこと。

8. 通航時間の制限

- (1) 危険物積載船で総トン数50,000トン(積載している危険物が液化ガスである場合にあっては総トン数25,000トン)以上の船舶は、日出1時間前から日没時までの間に浦賀水道航路に入ること。
- (2) 長大物件えい航船等は、日出時から日没1時間前までの間に浦賀水道航路に入ること。

9. 航路航行制限時の待機場所

視界不良などにより航路の航行制限が行われている場合は、入湾時にあってはできる限り湾外で、また、出湾時にあってはできる限り通航船舶の少ない海域で待機すること。

10. 自動操舵装置の使用制限

東京湾内を航行する場合は、自動操舵装置を使用せず、手動操舵により航行すること。

11. 緊急用えい索の準備

海上交通安全法に定める危険物積載船は、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索(FIRE WIRE)を即時使用可能な状態に準備すること。

12. 航路通報及び変更通報

- (1) 総トン数10,000トン以上の船舶(巨大船等を除く。)は、巨大船に準じて航路通報及び変更通報を東京湾海上交通センターに行うこと。
- (2) 航路通報の際、次の事項も併せて通報すること。
 - イ. 仕向港(港内)の定まっている船舶にあっては、仕向港とその港区名
 - ロ. 出港(湾内)船にあっては、仕出港とその港区名
 - ハ. パイロット手配の有無
 - ニ. 特別消防設備船の待機配置手配の有無
- (3) 航路通報を行った船舶は、航路入航予定時刻を10分以上変更する場合、その都度変更通報を行うこと。

13.位置通報等(次頁図参照)

(1)巨大船等及び総トン数10,000トン以上の船舶(巨大船等を除く。)は、東京湾に入出湾し、又は湾内を移動する場合、最初の位置通報ラインに達した時に位置通報を東京湾海上交通センターに行うこと。

<通 報 項 目>

イ.船名、**総トン数**

ロ.通過時刻(日本標準時24時制)

ハ.通過ラインの略称**又は主要物標からの概位**

ニ.**仕向地**

例 位置通報 こちらは安全丸 1100USライン通過

(注)**赤字**で示す事項は、湾内移動船のみ追加して通報して下さい。

(2)総トン数が100トン以上であって最大とう載人員(旅客、船員及びその他の乗船者の合計)が30人以上の船舶((1)を除く。)は、東京湾に入出湾し、又は湾内を移動する場合、原則として最初の位置通報ライン又は主要物標通過時、VHF電話(VHF電話を設置していない船舶にあっては船舶電話)で次のことを東京湾海上交通センター(TEL046-843-8622～4)に通報すること。

<通 報 事 項>

イ.船種、船名、総トン数、呼出符号

ロ.通過ラインの略称又は主要物標からの真方位・距離

ハ.概略の経路、仕向港(遊漁、遊走等湾内のみを移動する船舶にあっては、概略の予定及び通報内容を変更した場合はその旨)

ニ.船舶電話による通報の場合は電話番号

ホ.その他、運用管制官が必要と認める事項

(注)定期的に運航される船舶(旅客船、カーフェリー等)は、東京湾海上交通センターとの事前の協議により通報事項の一部について省略することができる。

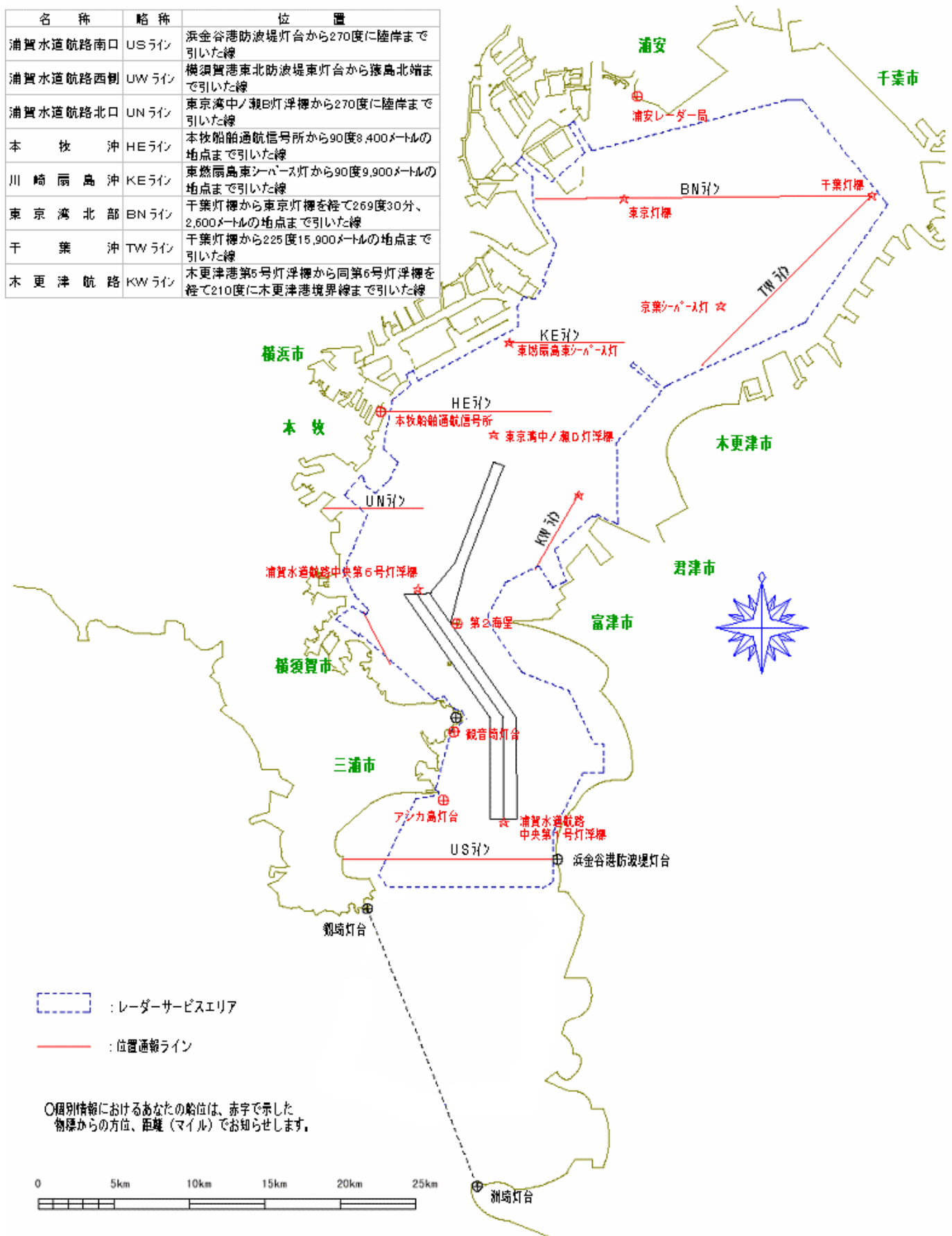
14.東京湾海上交通センターとの連絡保持

(1)巨大船等、総トン数10,000トン以上の船舶(巨大船等を除く。)及び総トン数が100トン以上であって最大とう載人員が30人以上の船舶(巨大船等及び総トン数10,000トン以上の船舶を除く。)は、東京湾海上交通センターのレーダーサービスエリア内を航行中、同センターとVHF電話(CH16,156.8MHz)による連絡を保持すること。

(2)VHF電話(CH16,156.8MHz)を有する船舶は、東京湾海上交通センターから情報を伝達することがあるので、レーダーサービスエリア内を航行中、VHF電話を聴守すること。また、CH16がふくそうしている際には、東京湾海上交通センターよりCH13にて呼び出しを行う場合があるので、CH13を備えている船舶はCH16の聴守に合わせて、CH13を聴守すること。

レーダーサービスエリア及び位置通報ライン

名 称	略 称	位 置
浦賀水道航路南口	USライン	浜金谷港防波堤灯台から270度に陸岸まで引いた線
浦賀水道航路西側	UWライン	横須賀港東北防波堤東灯台から猿島北端まで引いた線
浦賀水道航路北口	UNライン	東京湾中ノ瀬B灯浮標から270度に陸岸まで引いた線
本 牧 沖	HEライン	本牧船舶通航信号所から90度8,400メートルの地点まで引いた線
川 崎 南 島 沖	KEライン	東燃南島東ノベース灯から90度9,900メートルの地点まで引いた線
東 京 湾 北 部	BNライン	千葉灯標から東京灯標を経て269度30分、2,600メートルの地点まで引いた線
千 葉 沖	TWライン	千葉灯標から225度15,900メートルの地点まで引いた線
木 更 津 航 路	KWライン	木更津港第5号灯浮標から同第6号灯浮標を経て210度に木更津港境界線まで引いた線



15.海上交通情報等

船舶は、次の交通情報等の入手に努め、航路航行予定時刻の調整、早期避泊等の安全措置を講ずること。

(1)東京湾海上交通センターの情報

イ.定時放送(日本語:毎時00分から15分までと30分から45分まで、英語:毎時15分から30分まで)

内容・巨大船等の航路航行予定、航路の航行制限、工事作業の状況、海難の状況等

周波数・1,665kHz(日本語) 2,019kHz(英語)

(注)緊急な情報を入手した際には、臨時放送を行います。

この放送は周波数1,665kHz及び2,019kHzを備えるラジオ受信機で受信できる。

ロ.テレホンサービス

内容・巨大船の航路入航予定、航路の航行制限 TEL 046-843-0621

・気象現況(東京13号地、本牧、観音埼、釧埼、洲埼、伊豆大島(風早埼)の気象状況)

TEL 046-844-4521

(注)加入電話又は船舶電話で聞くことができる。

ハ.ファクシミリサービス

内容・巨大船の入航予定、航路の航行制限

・気象現況(東京13号地、本牧、観音埼、釧埼、洲埼、伊豆大島(風早埼))

TEL 046-844-2055(ポーリング受信)

ニ.インターネットサービス

内容・定時放送に準じる。

URL: <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/imode/>(携帯電話)

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/ezweb/>(携帯電話)

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/jsky/>(携帯電話)

ホ.個別情報(船舶からの要請に応じて情報を提供)

内容・要請船舶の船位、要請船舶が指定した他船の動静等

東京湾海上交通センターへ次の方法により問い合わせして下さい。

(イ)VHF電話の場合

呼出名称 とうきょうマーチス

呼出周波数 VHF電話(CH16,156.8MHz)

通信周波数 VHF電話(CH14,156.7MHz:CH22,161.7MHz)

(ロ)船舶電話の場合

TEL 046-843-8622～4

ヘ.特別情報

内容・衝突の危険が予測された場合の注意喚起等危険回避などのために、東京湾海上交通センターからVHF電話により船舶を呼び出して情報を提供する。

ト.航路情報

内容・漁船の操業状況の情報を、東京湾海上交通センターからVHF電話又は電話により必要に応じて船舶に提供する。

(2)霧通報

霧通報は次の機関により随時放送しています。

第三管区海上保安本部 F3E 156.6MHz(CH12) 同上(必要に応じ英語)

(よこはまほあん)

16.海図等の備付け

東京湾に入出する船舶は、少なくとも次の海図等を備え、最新の港湾事情を事前に把握しておくこと。

海図等の番号(海上保安庁刊行及び日本水路協会発行)

・W90: 東京湾

・W1061: 東京湾北部

・W1062: 東京湾中部

・W1081: 浦賀水道

・H-301A: 東京湾南部海上交通情報図

・H-302A: 東京湾北部海上交通情報図

備讃瀬戸航路の航法

出展参考

保安庁ホームページ

備讃瀬戸の航法

用語の定義

用 語	定 義
巨大船	長さ(全長)が 200m以上の船舶
危険物積載船	・80 t以上の火薬類を積載した総トン数300t以上の船舶
	・引火性の高圧ガスをばら積した総トン数1,000t以上の船舶
	・引火性液体類をばら積した総トン数1,000t以上の船舶
	・200t以上の有機過酸化物を積載した総トン数300t以上の船舶
長大物件えい航船等	船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶で、引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が200m以上のもの。
巨大船等	「巨大船」、「危険物積載船」及び「長大物件えい航船等」をいう。
進路警戒船等	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶であって、海上保安庁告示による基準を満たしているもの。

航路における交通ルール

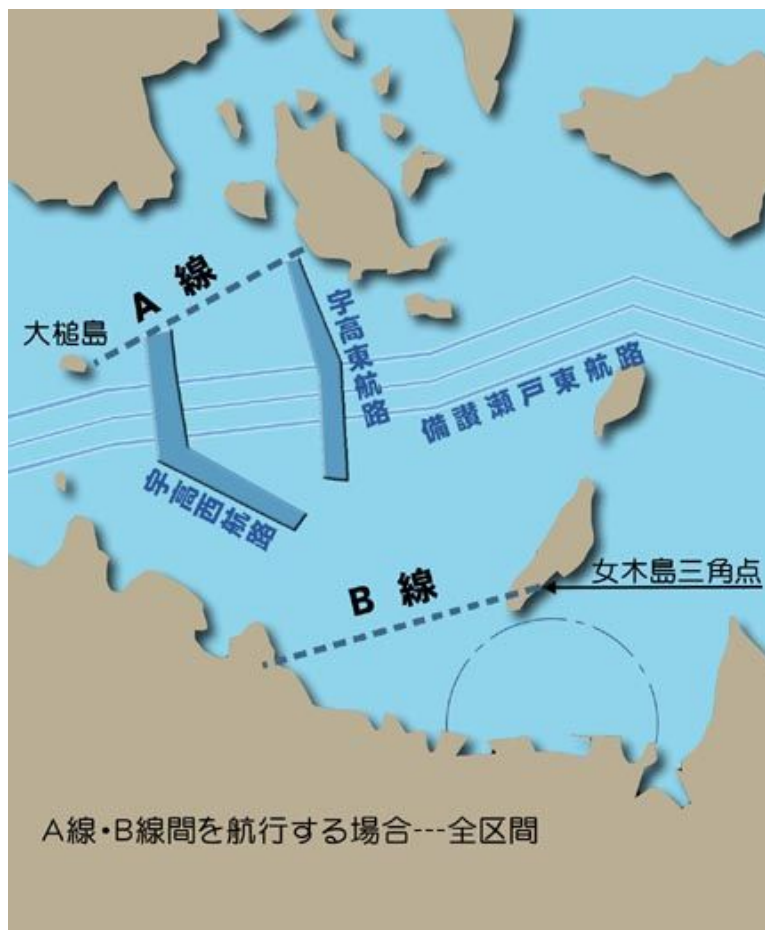
〔1〕 避 航

- (1) 航路に出入し、又は航路を横断する船舶で漁ろう船等以外のものは、航路を航行している他船の進路を避けなければならない。
- (2) 航路に出入し、もしくは航路を横断する漁ろう船等または航路内で停留している船舶は、航路を航行している巨大船の進路を避けなければならない。
- (3) 巨大船を除く全ての船舶は、航路の交差部・接続部では、航路を航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。
- (4) 水島航路を航行する船舶で巨大船及び漁ろう船等以外の船舶は、備讃瀬戸北航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。
- (5) (1)～(4)以外の場合は、海上衝突予防法の航法に従わなければならない。

〔2〕 航路航行義務

長さ50m以上の船舶は、航路がある場所では航路内をこれにそって航行しなければならない。





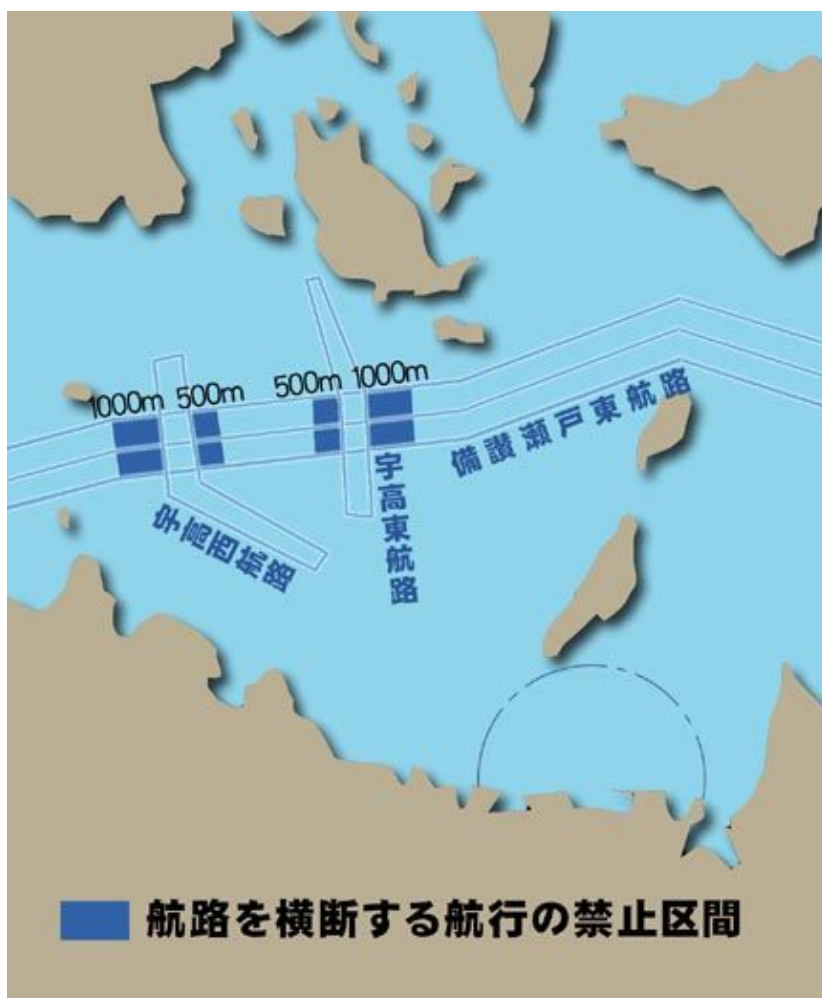
〔3〕 速力の制限

水島航路の全区間と備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北・南航路の図に示す区間では、船舶は12ノットを超える速力で航行してはいけません。

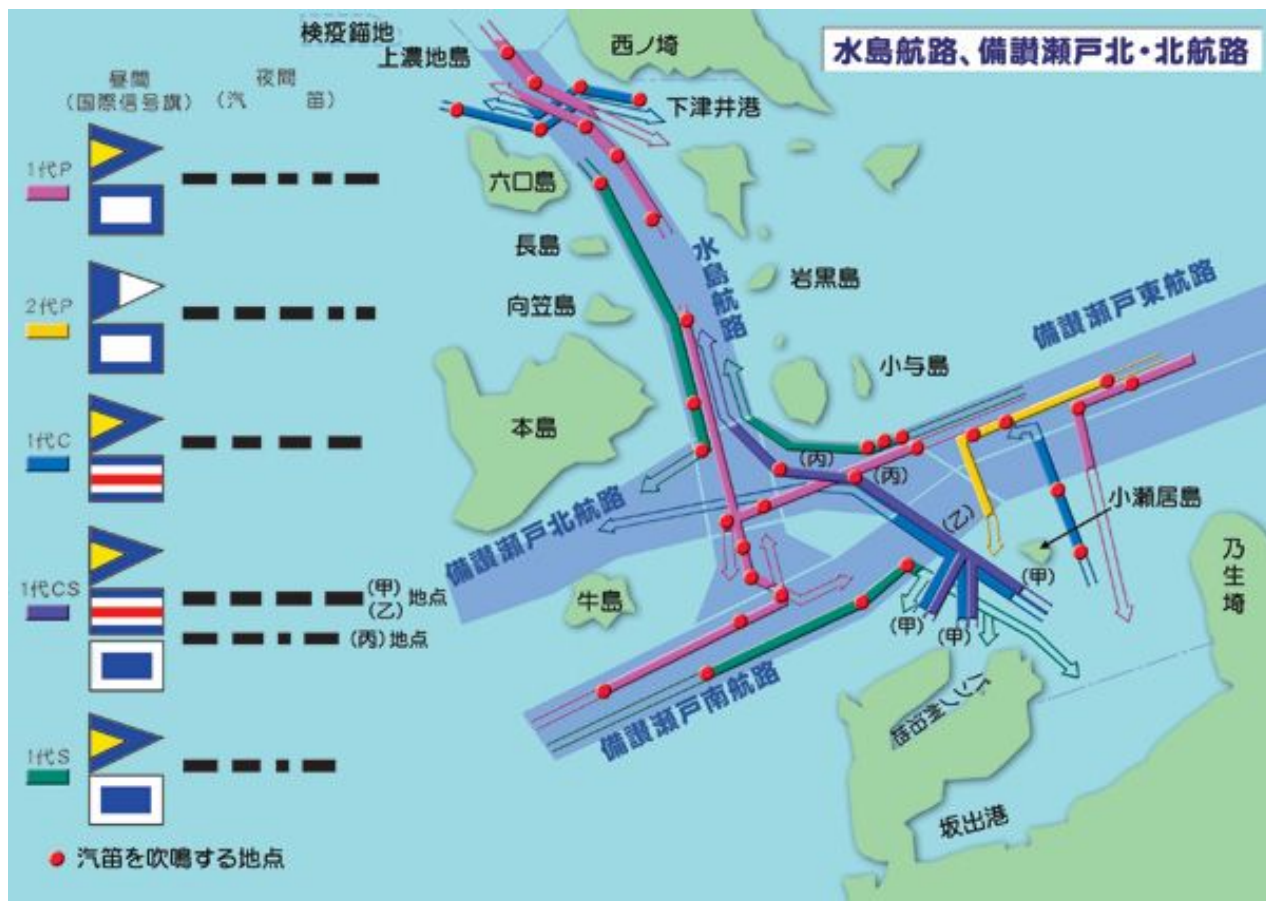


〔4〕 航路の出入り、または航路の横断の制限

備讃瀬戸東航路の図に示す区間において、船舶は航路へ出入りしたり航路を横断してはいけません。



汽笛を備えている100総トン数以上の船舶は、航路に出入りしたり、航路を横断しようとするときは、次に示すような信号を表示する。



〔6〕 追い越しの場合の信号

汽笛を備えている船舶は、航路で他の船舶を追い越そうとする場合は、汽笛を用いて次のような信号をしなければならない。
ただし、海上衝突予防法の規定による追越の信号を行うときは、この限りではない。

(1)他の船舶の右げん側を航行しようとするときは長音1回に引き続く短音1回。

(2)他の船舶の左げん側を航行しようとするときは長音1回に引き続く短音2回。

〔7〕 航路の横断の方法

航路を横断する船舶は、航路に対してできる限り直角に近い角度で、すみやかに横断しなければならない。

〔8〕 錨泊の禁止

船舶は、航路では錨泊（錨泊している他の船舶に係留することも錨泊になります）をしてはいけない。

〔9〕 通航分離

(1) 備讃瀬戸東航路では、船舶は、航路の中央線から右側の部分を航行しなければならない。

(2) 宇高東航路は北の方向への、宇高西航路は南の方向への一方通航である。



(3) 備讃瀬戸北航路は西の方向への、備讃瀬戸南航路は東の方向への一方通航である。

(4) 水島航路では、

- ① 船舶は、できる限り航路の中央から右側の部分を航行しなければならない。
- ② 航路内で「巨大船」と行き会う他の船舶は、その進路を避けなければならない。
- ③ 航路内において「巨大船」と他の船舶とが行き会う際の危険を避けるため、長さ70m以上の船舶に対し、信号その他の方法により航路外で待機するよう指示される。指示された船舶は、これに従わなければならない。
(信号については、次項の「管制信号」を参照)



〔10〕 管制信号

巨大船が水島航路及び水島港港内航路を航行する場合、図に示す各信号所から管制信号が発せられる。
(信号装置等が故障等の場合は、海上保安庁の船舶で実施する。)

西ノ埼管制信号所、三ツ子島管制信号所の行う管制信号

Nの文字の点滅 = 北航信号

水島航路を南の方向に航行しようとする長さ70m以上の船舶(巨大船を除く)は、航路外で待機しなければならないこと。

Sの文字の点滅 = 南航信号

水島航路を北の方向に航行しようとする長さ70m以上の船舶(巨大船を除く)は、航路外で待機しなければならないこと。

水島信号所の行う管制信号(港則法に基づく信号)

Iの文字の点滅 = 入航信号

入航船は入航できること。長さ70m以上の出航船は、運転を停止して待たなければならないこと。
長さ70m未満の出航船は、出航することができること。

Oの文字の点滅 = 出航信号

出航船は出航できること。長さ70m以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。
長さ70m未満の入航船は、入航することができること。

Fの文字の点滅 = 自由信号

長さ200m以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。長さ200m以上の出航船は、運転を停止して待たなければならないこと。
長さ200m未満の入出航船は、入出航することができること。

Xの文字及びIの文字の交互点滅 = 入航予定信号

航路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。航路外にある長さ70メートル以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。航路外にある長さ70m未満の入出航船は、入出航することができること。信号がまもなく Iの文字の点滅に変わる。

Xの文字及びOの文字の交互点滅 = 出航予定信号

航路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。航路外にある長さ70m以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。航路外にある長さ70m未満の入出航船は、入出航することができること。信号がまもなくOの文字の点滅に変わる。

Xの文字及びFの文字の交互点滅 = 自由予定信号

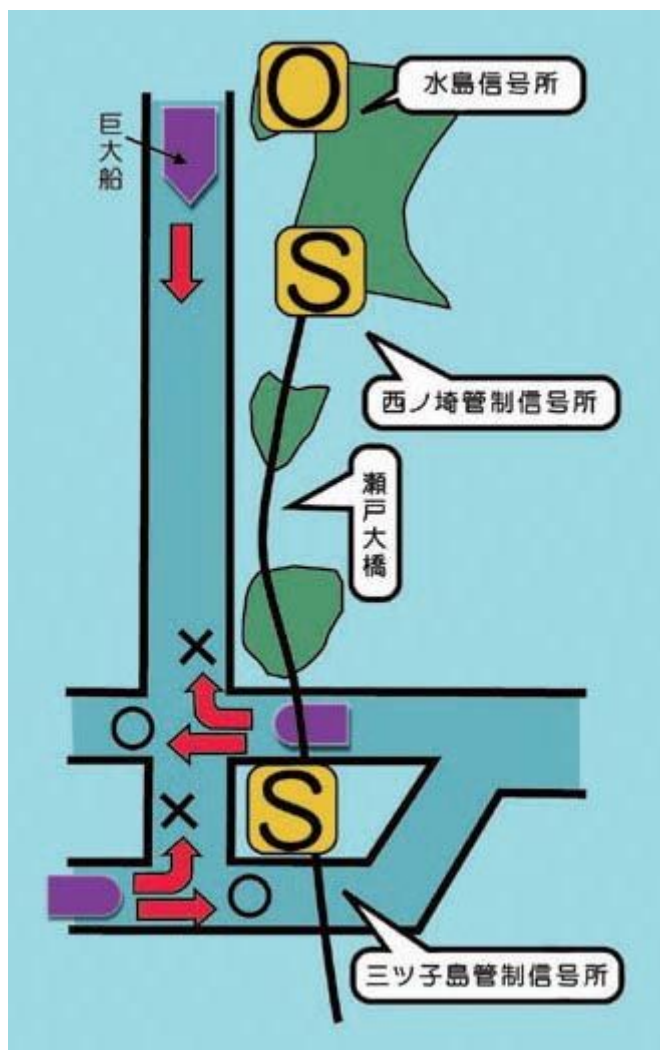
航路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。航路外にある長さ70m以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。航路外にある長さ70m未満の入出航船は、入出航することができること。信号がまもなくFの文字の点滅に変わる。

Xの文字の点滅 = 禁止予定信号

航路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。航路外にある長さ70m以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。航路外にある長さ70m未満の入出航船は、入出航することができること。信号がまもなくXの文字の点灯に変わる。

Xの文字の点灯 = 禁止信号

港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。



航路通報等

〔1〕 航路通報及び変更通報

(1) 備讃瀬戸をより安全に航行するため、次の船舶は備讃瀬戸海上交通センターへ航路通報を行う。

区分	航路通報対象船舶	航路通報の時期
巨大船等	①巨大船(全長200m以上)	航路入航予定日の前日正午まで
	②総トン数1万トン以上の危険物積載船	
	③長大物件えい(押)航船(全長200m以上)	航路入航予定時刻の3時間前まで
	④総トン数1万トン未満の危険物積載船	
指導対象船	⑤総トン数1万トン以上の船舶(①②を除く)	航路入航予定日の前日正午まで
準指導対象船	⑦総トン数3千トン以上1万トン未満の船舶	航路入航予定時刻の3時間前まで
	⑧水島航路を航行する全長70m以上の船舶	
	⑨物件えい(押)航船(全長150m以上200m未満)等	

※航路通報した次項に変更があった場合は、変更通報を行う。航路入航予定時刻の変更については、10分以上の変更があるときに通報する。

(2) 航路通報の通報項目及び通報の方法は次のとおり。

	航路通報の通報項目
1	通報の名あて(略語「ビサンセト」)
2	船舶の名称及び総トン数
3	船舶の長さ
4	最大喫水
5	積載している危険物の種類及び種類ごとの積載量(危険物積載船に限る)
6	引き船の船首から物件の後端まで又は押し船の船尾から物件の先端までの長さ及び物件の概要(物件えい航船等に限る)
7	仕向港(水島・坂出港入港船舶にあっては着棧バース、錨地名まで)
8	航行しようとする航路名・区間
9	航路入航予定日時(24時制)
10	航路出航予定日時(24時制)
11	呼出符号(信号符字)
12	海上保安庁との連絡方法(VHFの有無、船舶電話番号)
13	伝達者の氏名又は名称及び住所
14	仕出港(水島・坂出港出港船舶にあっては離棧バース、錨地名まで)
15	水先人の乗船の有無
16	その他必要な事項

